

宿 舎 貸 与 申 請 書

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長 殿

現 住 所
 所 属 部 課 名
 職 名
 フ リ ガ ナ
 氏 名

宿舎の貸与を受けたいので申請します。なお、下欄記載の同居者についても、併せて申請します。
 宿舎の使用については、国立大学法人小樽商科大学宿舎規程及び指示に反しないことを確約します。

1 申請の理由 _____

2 自宅保有の有無

自宅（1戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸）を 保有している 保有していない （以下該当者が記載） 自 宅 の 所 在 地 宿舎貸与の必要性が失われない理由

3 同 居 者

氏 名	年 令	性 別	本人との続柄	職 業	備 考

宿 舎 貸 与 承 認 書

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長

印

上記申請者に対し、下記のとおり宿舎の貸与を承認します。また、上記同居者についてもあわせて承認します。

記

1 宿 舎

種 類	構 造	所 在 地		戸 番
有 料		小樽市 丁目 番		棟 号
専 用 面 積		宿舎使用料月額	入 居 日	備 考
m ²		円	年 月 日	裏面2の貸与の条件参照

(注) 宿舎使用料月額には、自動車の保管場所に係るものを含まない。

(裏面)

2 宿舎貸与の条件

- (1) 被貸与者(宿舎の貸与を受けている者をいう。以下同じ)は、善良な管理者の注意をもってその貸与を受けた宿舎を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者は、その貸与を受けた宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は当該宿舎につき学長の承認を受けずに改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基くものである場合には、この限りでない。
- (4) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰することのできない事由により宿舎が損傷し、又は汚損した場合には、その修繕に要する費用は、本学が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。
- (5) 宿舎の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合は、その該当することとなった日から20日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。
 - 一 役職員でなくなったとき。
 - 二 死亡したとき。
 - 三 転任、配置換、勤務地の移転その他これらに類する事由により当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - 四 当該宿舎について本学の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき。
 - 五 本学において当該宿舎につき宿舎の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき。
- (6) 宿舎の貸与の承認を受けた者は、1の入居日から10日以内に宿舎に入居しなければならない。入居期限までに入居しないときは、貸与の承認を取り消すことがある。
- (7) 被貸与者が宿舎を明け渡す場合には、明け渡す日の5日前までに明け渡す日を届け出ると共に、宿舎を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りではない。
- (8) 被貸与者は、申請書記載事項のうち、2(自宅保有の有無)について変更が生じた場合には、すみやかに宿舎担当者へ届け出なければならない。
- (9) 被貸与者は、新たに主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、すみやかに宿舎担当者へ届出を行い、維持管理機関の承認を得なければならない。
- (10) 鉄筋及びブロックでは犬、猫等のペットを飼ってはならない。
- (11) 上記の他、被貸与者は、宿舎の使用についての指示に反してはならない。

宿舎（駐車場）貸与申請書

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長 殿

現 住 所 _____

所 属 部 課 名 _____

職 名 _____

フリガナ _____

氏 名 _____

下欄記載の駐車場の貸与を受けたいので申請します。駐車場を含め宿舎の使用については、国立大学法人小樽商科大学宿舎規程及び指示に反しないことを確約します。

自動車の車名・形式		自動車の登録番号	
自動車の所有者	(本人との続柄)		
自動車の使用者	(本人との続柄)		

宿舎（駐車場）貸与承認書

上記申請者に対し、下記のとおり駐車場の貸与を承認します。

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長

印

記

1 宿舎

種 類	所 在 地	宿舎名及び戸番
有 料		
指定保管場所		
専用開始日	保管場所に係る宿舎使用料月額	備 考
年 月 日	円	裏面2の貸与の条件参照

駐車許可票の有無

有 無

管理人氏名

(宿舎担当係)

会計課管理係長

確認印

--

(裏面)

2 駐車場貸与の条件

- (1) 被貸与者(駐車場の貸与を受けている者をいう。以下同じ)は、善良な管理者の注意をもって駐車場を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者は、駐車場の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは駐車場用以外の用に供し、又は学長の承認を受けずに改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者は、その責に帰すべき事由により駐車場を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基くものである場合には、この限りでない。
- (4) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰することのできない事由により駐車場が損傷し、又は汚損した場合には、その修繕に要する費用は、本学が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。
- (5) 被貸与者が次の各号の一に該当することとなった場合は、その該当することとなった日から20日以内に駐車場を明け渡さなければならない。
 - 一 役職員でなくなったとき。
 - 二 死亡したとき。
 - 三 転任、配置換、勤務地の移転その他これらに類する事由により当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - 四 駐車場について本学の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき。
 - 五 本学において駐車場の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき。
- (6) 被貸与者が駐車場を明け渡す場合には、明け渡す日の5日前までに明け渡す日を届け出ると共に、駐車場を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りではない。
- (7) 被貸与者は、その使用する自動車の車名・型式・登録番号等に変更が生じた場合には、すみやかに宿舍担当者へ届け出なければならない。
- (8) 上記の他、被貸与者は、駐車場及び自動車の使用についての指示に反してはならない。

宿 舎 同 居 申 請 書

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長 殿

現 住 所
所 属 部 課 名
職 名
フ リ ガ ナ
氏 名

現在貸与されている宿舎に下記のとおり同居させたいので申請します。

記

1 同居させようとする者

氏 名	年 令	性 別	本人との続柄	職 業	備 考

2 同居させようとする期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日

3 同居させようとする理由

4 宿舎の構造・規格及び面積

5 現在の同居者

氏 名	年 令	性 別	本人との続柄	職 業	備 考

宿 舎 同 居 承 認 書

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長

印

上記申請のことについては、承認します。

別紙様式 5

宿 舎 明 渡 届

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長 殿

所属部課名 _____

職 名 _____

氏 名 _____

このたび、下記のとおり宿舎を明け渡しましたのでお届けします。

記

1. 宿 舎 所 在 地 名 小樽市 丁目 番 号
2. 宿 舎 名 及 び 戸 番 宿 舎
3. 宿 舎 明 渡 日 平成 年 月 日
- 4 宿 舎 明 渡 後 の 住 所
- 5 宿 舎 明 渡 後 の 連 絡 先 電 話 番 号
- 6 宿 舎 明 渡 の 理 由
7. 駐 車 場 の 指 定 保 管 場 所
8. 駐 車 場 明 渡 の 理 由
9. 原 状 回 復 完 了 又 は 予 定 日 平成 年 月 日

管理人記載事項

1. 宿舎明渡しの際に特に指示した事項
2. その他参考事項

会計課管理係長

印

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長 殿

宿舎名及び戸番

旧所属部課名

旧 職 名

氏 名

平成 年 月 日付けで転勤（退職）となりましたが、現在貸与されている宿舎について、明渡しを猶予されるよう下記のとおり申請します。

なお、ご承認のうえは、期間内に必ず明け渡すことを確約します。

記

- 1 猶予期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- 2 宿舎明渡しのために講じつつある措置（具体的詳細に記入すること。）
- 3 猶予を必要とする理由（具体的詳細に記入すること。）
(1)

(2) 家族状況（同居者を含む。）

氏 名	年 齢	性 別	本人との 続 柄	職 業	備 考

4 駐車場の有無 有（指定駐車場番号 ） ・ 無

5 新勤務先及び電話番号

宿舎明渡猶予承認書

上記申請のことについては、平成 年 月 日まで宿舎の明渡しを猶予する。

なお、万一猶予期間を経過したのち当該宿舎に居住していた場合は、法令の規定により、使用料の3倍に相当する金額を損害賠償金として請求するから、期限までに必ず明け渡すこと。

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長

印

宿舎損害賠償金軽減申請書

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長 殿

旧所属部課名

氏 名

現在貸与をうけている次の2に掲げる宿舎にかかる損害賠償金について、次の理由により、国立大学法人小樽商科大学宿舎に関する事務取扱要項第10条第1項ただし書きの規定による損害賠償金の軽減をうけたいので、所要の証明を添えて申請します。

1. 理由

2. 宿舎

宿舎名及び戸番	宿舎規格	宿舎所在地	駐車場の指定 保管場所	宿舎明渡 予定期日

3. 現在の勤務先及び職名

4. 居住者

氏 名	年齢	性別	本人との続 柄	職業（学年）	扶養手当支 給の有無

上記の申請者を、引き続き上記宿舎に居住させておくことがやむをえないことを証明します。

任命権者 国立大学法人小樽商科大学長 印

宿舎損害賠償金軽減承認書

上記の申請に対し、当該貸与宿舎にかかる損害賠償金の軽減について、下記のとおり承認します。

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長 印

記

1. 軽減措置の期間 平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

2. 損害賠償金の額 月額 円

3. 条件

(1) 申請書に記載した理由に変更があった場合には、被貸与者は、すみやかに宿舎の維持管理機関に、その旨を届出なければならない。

(2) 損害賠償金を軽減することを承認された後、被貸与者が国立大学法人小樽商科大学宿舎規程第9条第2項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、この承認は遡及して取り消すものとする。

別紙様式 8

宿 舎 模 様 替 等 申 請 書

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長 殿

宿舎名及び
戸 番

所属部課名

職 名

氏 名

現在貸与されている宿舎に、別添図面のとおり模様替等工事を、下記により実施したいので申請します。

記

1. 工事内容の詳細及び工事経費
2. 工事をしようとする理由
- 3 工事施工についての条件
 - (1) 宿舎明渡しのとしまでに原状に回復する。
 - (2) 工事の目的物を大学に寄付する。
 - (3) 工事に係る大学に対する請求権を放棄する。

宿 舎 模 様 替 等 承 認 書

上記申請のあったことについては、申請のとおり承認します。

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長

印